

厚生関連資料

今月の資料 (国法律, 閣政省令, 告示, 通知, 事務連絡, その他)

事	「使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について」の一部訂正 (12/7 保険局医療課事務連絡)	p.65
通	使用薬剤の薬価(薬価基準)等の一部改正等 (保医発 1209・1)	p.65
事	疑義解釈資料の送付(その85) (12/9 保険局医療課事務連絡)	p.66
事	「『診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について』等の一部改正について」の一部訂正 (12/10 保険局医療課事務連絡)	p.66
通	検査料の点数の取扱い (保医発 1210・1)	p.66

(2022年度診療報酬改定)

他	令和4年度診療報酬改定の基本方針 (12/10 社保審医療保険部会・医療部会)	p.67
---	---	------

*本欄で示す「p.00/p.00」は、原則「診療点数早見表(DPC点数早見表)2020年4月版/2021年4月増補版」ページ数です。



事

「使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について」の一部訂正

令和3年12月7日
保険局医療課事務連絡

【解説】令和3年11月24日付け保医発1124第4号「使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について」について、一部訂正の事務連絡が発出されました。

(p.567 右段 24 行目, (2021 年 12 月号 p.67 で最終訂正) / p.600 右段下から 25 行目の次に下線部訂正して挿入)

→コセンティクス皮下注 75mg シリンジ

①・② (略)

③ 本剤は、既に薬価収載後1年以上を経過している「コセンティクス皮下注 150mg シリンジ及び同皮下注 150mg ペン」(以下「既収載品」という)と有効成分が同一であり、今般、既収載品において小児における用法・用量が追加され

たことに伴い、当該用法・用量に必要となる製剤として承認された剤形追加医薬品であることから、揭示事項等告示第10第2号(一)に規定する新医薬品に係る投薬期間制限(14日間を限度とする)は適用されないものである。

(令3保医発1124・4, 令3.12.7事務連絡)

通

使用薬剤の薬価(薬価基準)等の一部改正等

令和3年12月9日
保医発 1209 第1号

【解説】薬価基準等、療担規則等に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部改正等の告示(ともに2021年12月10日から適用)に伴う使用薬剤の薬価(薬価基準)等の一部改正通知が発出されました。

(p.544 右段最下行 / p.578 左段最下行の次に挿入)

→スマトリプタン錠 50mg 「SPKK」

本剤は、片頭痛の確定診断が行われた場合にのみ投与する。(令3保医発1209・1)

→タダラフィル錠 2.5mgZA 「シオエ」及び同錠 5 mgZA 「シオエ」

本剤の効能又は効果に関連する注意において「本剤の適用にあたっては、前立腺肥大症の診断・診療に関する国内外のガイドライン等の最新の情報を参考に、適切な検査により診断を確定する」とされており、適切な検査により前立腺肥大症と診断された場合に限り算定できる。また、診療報酬明細書の記載に当たっては、尿流測定検査、残尿検査、前立腺超音波検査等の診断に用いた主な検査について、実施年月日を摘要欄に記入する。

なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載する。ただし、本剤の初回投

与に当たっては、必ず実施年月日を記載する。(令3保医発1209・1)

→セフカベンピボキシル塩酸塩小児用細粒 10% 「SW」、同錠 75mg 「SW」及び同錠 100mg 「SW」

本剤の使用上の注意に、「本剤の使用にあたっては、耐性菌の発現等を防ぐため、原則として感受性を確認し、疾病の治療上必要な最小限の期間の投与にとどめる」と記載されているので、使用に当たっては十分留意する。(令3保医発1209・1)

(p.567 右段 24 行目 / p.600 右段下から 25 行目の次に挿入)

→エンブレル皮下注 25mg クリックワイズ用 0.5mL 及び同皮下注 50mg クリックワイズ用 1.0mL

① 本剤の効能又は効果に関連する注意において「過去の治療において、非ステロイド性抗炎症剤及び他の抗リウマチ薬等による適切な治療を行っても、疾患に起因する明らかな症状が残る場合に投与する」とされているので、使用に当たっては十分留意する。

② 本剤はエタネルセプト製剤であり、

本剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、C101 在宅自己注射指導管理料を算定できるものである。

③ 本剤は針付きのキットであるので、C101 在宅自己注射指導管理料を算定する場合、C153 注入器用注射針加算は算定できないものである。(令3保医発1209・1)

(本誌 2021 年 10 月号 p.54 で最終訂正)

→関係通知等の一部改正について

製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、新たに薬価基準に収載された次の医薬品について、「後発医薬品の出荷停止等を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いについて」(令和3年9月21日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡)別添2「後発医薬品使用体制加算等における加算等の算定対象から除外する品目」に掲げる医薬品と同様に、当該加算等の算定対象から除外する取扱いとする。

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	2144006F3149	リシノプリル水和物	20mg 1錠	局リシノプリル錠 20mg[NIG]	日工医 岐阜工場	17.50

(令3保医発1209・1)

事

疑義解釈資料の送付（その 85）

令和 3 年 12 月 9 日
保険局医療課事務連絡

【解説】2020 年診療報酬改定についての疑義解釈に関する事務連絡が発出されました。

問 1 ゼビュディ点滴静注液 500mg〔成分名：ソトロピマブ（遺伝子組換え）〕について、「新型コロナウイルス感染症における中和抗体薬の医療機関への配分に

ついて」（令和 3 年 7 月 20 日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。同年 12 月 6 日最終改正）に基づき、その投与対象となる新型コロナウイルス感染症患者に対して往診により投与した場合、治療薬の投与に係る新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬

上の臨時的な取扱い〔令和 3 年 9 月 28 日厚生労働省保険局医療課事務連絡（その 63）別添の問 6（往診での投与）〕における「本剤」（カシリビマブ及びイムデビマブ）を「ソトロピマブ」と読み替えて、臨時的な取扱いを適用してよいか。

答 よい。

事

『「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について』の一部訂正

令和 3 年 12 月 10 日
保険局医療課事務連絡

【解説】令和 3 年 8 月 31 日付け保医発 0831 第 2 号『「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について』について、一部訂正の事務連絡が発出されました。

（p.755 右段 20 行目～下から 14 行目、（2021 年 9 月号 p.74 で最終訂正）／p.788 左段 27 行目～下から 6 行目、下線部訂正）

→不整脈手術

- (1) (略)
- (2) 「4」の「イ」開胸手術によるもの又は(5)に掲げる左心耳閉鎖術を胸腔鏡下に実

施したものは、K552、K552-2、K554、~~K554-2~~、K555、~~K555-3~~、K557 から K557-3 まで、K560 及び K594 の「3」に掲げる手術（弁置換術については機械弁によるものを除く）と併せて実施した場合に限り算定でき、当該手術を単独で行った場合は算定できない。

- (3)・(4) (略)
- (5) 左心耳閉鎖術を胸腔鏡下に実施したものは、K554-2 又は K555-3 に掲げる手術（弁置換術については機械弁によるものを除く）と併せて実施した場合に限り

算定でき、当該手術を単独で行った場合は算定できない。なお、左心耳閉鎖術を胸腔鏡下に実施した場合は、本区分の「4」の「イ」開胸手術によるものの所定点数を準用して算定することとし、当該手術と K554-2 又は K555-3 に掲げる手術を同時に行った場合には、主たる手術の所定点数に、従たる手術の所定点数の 100 分の 50 に相当する額を加えた点数を算定する。

（令 2 保医発 0305・1、令 3 保医発 0831・2、令 3.12.10 事務連絡）

通

検査料の点数の取扱い

令和 3 年 12 月 10 日
保医発 1210 第 1 号

【解説】令和 2 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」が一部改正されました。保医発 1210 第 1 号は 2021 年 12 月 31 日からの適用です。

（p.437 右段 6 行目の次に下線部訂正して挿入、（2021 年 4 月号 p.63 で最終訂正）／p.467 右段 21～下から 8 行目、下線部訂正）

→ SARS-CoV-2（新型コロナウイルスをいう。以下同じ）抗原検出（定性・定量）

ア SARS-CoV-2 抗原検出（定性）は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、（中略）「25」マイコプラズマ抗原定性（免疫クロマト法）の所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定する。（中略）

なお、SARS-CoV-2 抗原検出（定性）を実施した場合、SARS-CoV-2 抗原検出（定量）については、別に算定できない。

イ SARS-CoV-2 抗原検出（定量）は、

当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2 抗原の検出（COVID-19 の診断又は診断の補助）を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し COVID-19 の診断を目的として化学発光酵素免疫測定法（定量）又は電気化学発光免疫測定法（定量）による SARS-CoV-2 抗原検出（定量）を行った場合に限り、「46」HIV-1 抗体（ウエスタンブロット法）の所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。

COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を 1 回に

限り算定する。

ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診断がつかない場合は、上記のように合算した点数をさらに 1 回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。

上記に加え、COVID-19 の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として本検査を実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和 3 年 2 月 25 日健感発 0225 第 1 号）の「第 1 退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1 回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。



なお、SARS-CoV-2 抗原検出（定量）を実施した場合、SARS-CoV-2 抗原検出（定性）については、別に算定できない。

（令 2 保医発 0305・1, 0513・1, 0625・3, 令 3 保医発 0318・1, 1210・1）

〔p.438 右段下から 6 行目、(2021 年 6 月号 p.85 で最終訂正) / p.479 左段 4 行目の次に、下線部訂正して挿入〕

→ SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出（定性）

SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出（定性）は、（中略）COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し COVID-19 の診断を目的として行った場合に限り、「39」単純ヘルペスウイルス抗原定性（角膜）の所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定する。（中略）

なお、SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出（定性）を実施した場合、本区分「22」のインフルエンザウイルス抗原定性、SARS-CoV-2 抗原検出（定性）及び SARS-CoV-2 抗原検出（定量）

については、別に算定できない。

（令 3 保医発 0512・1, 1210・1）

〔p.448 右段下から 28～26 行目、(2021 年 4 月号 p.64 で最終訂正) / p.479 右段 16～18 行目、下線部訂正〕

→ SARS-CoV-2 核酸検出

国立感染症研究所が作成した「病原体検出マニュアル 2019-nCoV」に記載されたもの若しくはそれに準じたもの又は体外診断用医薬品のうち、（中略）

採取した検体を、（中略）本区分の「14」SARS コロナウイルス核酸検出の所定点数 3 回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の「9」HCV 核酸検出の所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定する。（以下略）

（令 2 保医発 0305・1, 0513・1, 0602・2, 1002・1, 令 3 保医発 0318・1, 1210・1）

〔p.448 右段下から 4 行目の次に下線部訂正して挿入、(2021 年 4 月号 p.64 で最終訂正) / p.480 左段下から 9～6 行目、下線部訂正〕

→ COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、PCR 法（定性）により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中の SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出（以下、「SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出」という）を同時に行った場合

採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013 - 2014 版」に記載されたカテゴリー B の感染性物質の規定に従って、（中略）本区分の「14」SARS コロナウイルス核酸検出の所定点数 3 回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の「9」HCV 核酸検出の所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定する。（以下略）

（令 2 保医発 1111・1, 令 3 保医発 0318・1, 1210・1）